

第163回千葉市情報公開審査会議事録

1 日 時：令和4年10月20日（木） 午後1時00分～午後3時15分

2 場 所：千葉市役所議会棟3階 第5委員会室

3 出席者：

(1) 委員

田部井彩委員、皆川宏之委員、米良英剛委員

(2) 事務局

渡邊市政情報室長、北島主査、山崎主任主事、君島主任主事

(3) 実施機関（東部児童相談所）

山口所長、石原所長補佐

4 議 事

(1) 会長の選任及び職務代理者の指名について

(2) 諮問事項の審議【以下、非公開】

ア 諮問第62号

行政手続法に行政指導に従わなくても不利益な扱いをしてはならないと規定されているにもかかわらず、児童相談所の「面会できない決まり」に基づき面会させないことができることが分かる一切の書類に係る不開示決定について

イ 諮問第63号

（株）千葉ロッテマリーンズ及びマリンスターダムに関する文書に係る開示決定等について

ウ 諮問第64号

部分開示決定等の取消決定に関する文書に係る部分開示決定及び不開示決定について

エ 諮問第60号

令和元年7月21日執行参議院議員通常選挙における公職選挙法に定める「開票録」、「投票録」及び「開票に関する書類」に係る部分開示決定について

(3) その他

5 議事の概要

(1) 会長の選任及び職務代理者の指定について

委員の互選により皆川宏之委員が会長に選出された。

皆川宏之会長により田部井彩委員が職務代理者に指名された。

(2) 諮問事項の審議

ア 諮問第62号

諮問第62号について、実施機関から決定理由等に係る説明を受け、委員間で意見交換をした。

イ 諮問第63号

諮問第63号について、事務局から概要を説明し、委員間で意見交換をした。

ウ 諮問第64号

諮問第64号について、事務局から概要を説明し、委員間で意見交換をした。

エ 諮問第60号

諮問第60号について、委員間で意見交換をした。

(3) その他

次の開催について、別途調整し、後日連絡することとした。

6 会議経過

(北島主査) ただいまから、第163回千葉市情報公開審査会を開催させていただきます。委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、市政情報室の北島でございます。よろしくお願いたします。

本日の会議は、事前に委員の皆さんにご案内いたしておりますとおり、一部公開の会議として開催いたしております。

傍聴される方は、お渡ししている傍聴要領に従って、傍聴するようお願いいたします。

本日は、10月1日付けで、委員をお願いいたしました皆様によります初めての審査会でございますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

(委員紹介)

(北島主査) なお、大久保委員、大林委員につきましては、本日欠席となります。

これから令和6年9月末まで、よろしくお願いいたします。

この後、議事に入ることとなりますが、会長の選任までの間、市政情報室長の渡邊が仮議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(渡邊市政情報室長) それでは、会長の選任までの間、仮議長を務めさせていただきます。

◆(1) 会長の選任及び職務代理者の指名について

(渡邊市政情報室長) まず、議事(1)「会長の選任及び職務代理者の指名」でございます。

千葉県情報公開条例施行規則第11条第1項の規定により、委員の皆様の互選で会長を選出していただくこととなりますが、いかがいたしましょうか。

(田部井委員) 前任期で職務代理者を務めていた皆川委員に、会長をお願いしたいと思います。

(渡邊市政情報室長) 皆川委員を会長にとのご提案でございます。いかがでしょうか。

(異議なし)

(渡邊市政情報室長) ありがとうございます。それでは、皆川委員に会長をお願いしたいと存じます。会長席へのご移動をお願いいたします。

(席移動)

(渡邊市政情報室長) ありがとうございます。それでは、これからの議事は、皆川会長にお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

(皆川会長) ただいま会長に任じていただきました皆川です。早いもので2010年から千葉県情報公開審査会の委員を務めさせていただいております。私は労働法が専門でして、この分野が専門というわけではございませんが、この間、委員の皆様のご指導や事務局の皆様の支えもあって、何とか委員を務めさせていただくことができました。

最近では職務代理を務めさせていただいておりまして、鶴見前会長のもとに運営されてきた本審査会を引き続き、鶴見前会長を見倣って進めさせていただきたいと思っております。

できる限り、諮問案件について、迅速に適切に審査してまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、議事を進行させていただきます。千葉市情報公開条例施行規則第11条第3項の規定により、職務代理者を私が指名することになっておりますが、長くこの審査会に携わっておられて、行政法の専門で、知識もご経験も豊富な田部井委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(田部井委員) はい。務めさせていただきます。

(皆川会長) 次に「議事(2) 諮問事項の審議 ア 諮問第62号」を議題といたします。

本議題は、千葉市情報公開条例第7条各号に該当する情報を取り扱うことから、会議を非公開といたします。傍聴人の方は、ご退出をお願いいたします。

(傍聴人退出)

◆ (2) 諮問事項の審議 以下非公開